

令和 7 年度特別支援教育に関する調査 FAQ

EduSurvey での回答等に関する共通 FAQ

No.	問	答
1	調査内容の疑義について、学校から直接文部科学省へ問い合わせをしても構わないのでしょうか。	調査系統を通して、ご質問ください。 なお、EduSurvey のマイページをお持ちの自治体・組織におかれては、フォームからのお問い合わせも可能です。
2	分校は分けて回答するのでしょうか。	調査を回答する際に選択する学校名に従ってご回答ください。
3	高等学校において、昼間部と夜間部に分かれている場合どう回答すれば良いのでしょうか。	まとめてご回答をお願いいたします。
4	回答用 URL が開けない場合はどうしたらよいでしょうか。	「操作マニュアル」（資料 6）の 12 ページをご参照の上、ご対応をお願いいたします。 なお、どうしても URL から回答ができない場合は、教育委員会のご判断で、教育委員会が EduSurvey にて代理回答いただくことも差し支えございません。
5	回答開始時に入力するメールアドレスは何を入力すればよいでしょうか。	任意のメールアドレスを入力してください。 回答完了後、入力いただいたメールアドレスに回答内容の控えが送付されます。
6	回答の一時保存機能が利用できない場合はどうしたらよいでしょうか。	ブラウザのキャッシュ保存の設定をオンにしてください。 ブラウザを閉じる、もしくは新規で開いたタイミングでキャッシュを削除する設定となっている場合は一時保存ができませんので、ブラウザの設定変更をご検討ください。

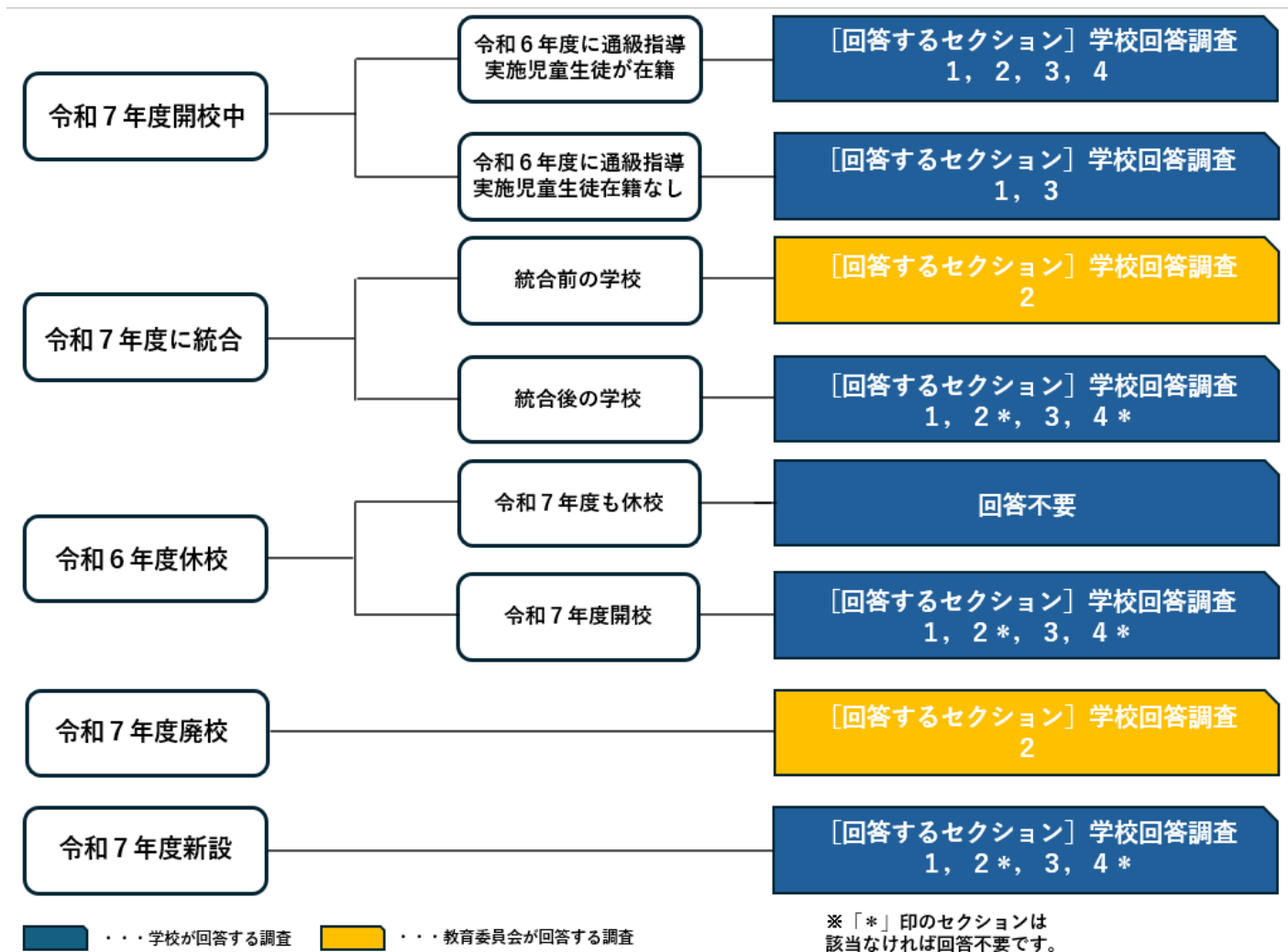
令和 6 年度通級による指導実施状況に関する調査

No.	問	答
1	調査の対象期間はいつですか。	調査項目に記載されている年度をご参照ください。また、以下に記載の設問概要もあわせてご参照ください。
2	調査回答者について、教えてください。	(学校回答調査) 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校 ※特別支援学校は調査の対象外です。 ※「【セクション 1】状況登録①」及び「【セクション 3】状況登録②」については上記の学校すべてが調査対象です。それ以外のセクションについては上記学校のうち、各設問の対象の年度・学年に該当がある学校が調査対象です。 (教育委員会回答調査) 都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会
3	通級による指導を受けている児童生徒の定義を教えてください。	学校教育法施行規則第 140 条の特別の教育課程を編成した上で「通級による指導」を実施した生徒です。
4	障害種の分類について診断されていない場合や複数障害がある場合は、どうすれば良いでしょうか。	学校において回答する障害種をご判断ください。
5	高等学校において複数の課程を設けている場合、どのように回答すれば良いでしょうか。	それぞれの課程でご回答ください。回答の際には、「学部・学科・コース等」の欄に「全日制・定時制・通信制」のいずれかをご入力ください。
6	年度内に転出・転入をした場合、それぞれの学校でカウント（ダブルカウント）するのでしょうか。	ご認識のとおり、ダブルカウントしてください。
7	他校通級を受ける児童生徒がいる場合、児童生徒数は該当児童生徒が在籍する学校にてカウントするのでしょうか。	ご認識のとおり、 <u>生徒が在籍する学校</u> にてご回答ください。

8	学校の統廃合や休校・新設があった場合は、どのように回答すれば良いでしょうか。	以下の回答早見表の図をご覧ください。また、教育委員会で回答が必要な場合がありますので、ご注意ください。
9	教育委員会回答調査において、統廃合があった学校が8校を超える場合はどのように回答すれば良いでしょうか。	回答終了後、再度 URL をクリックしてアンケート画面を開き、「部署・課等」欄を「部署・課名＋数字（算用数字・全角）」（例：特別支援教育課2）と記載し調査票の回答をお願いいたします。 2回目以降の回答については、「設置している学校の数」の再回答は不要です。
10	義務教育学校、中等教育学校はどのように回答すればよいですか。	以下の扱いで回答をお願いいたします。 義務教育学校 前期課程：小学校 義務教育学校 後期課程：中学校 中等教育学校 前期課程：中学校 中等教育学校 後期課程：高等学校
11	教育委員会は各学校の回答の確認が必要ですか。	本調査では、教育委員会における各学校の回答の確認は不要です。

○学校回答調査 設問概要		
セクション	調査内容	調査対象学年
1	状況登録①	—
2	<u>令和6年度</u> に通級による指導を受けた児童生徒数	全学年
3	状況登録②	全学年
4	<u>令和6年度</u> に通級による指導を担当した教員数	—
○教育委員会回答調査 設問概要		
セクション	調査内容	備考
1	<u>令和6年度</u> に設置していた学校数	特別支援学校を除く
2	<u>令和6年度</u> に通級による指導を受けた児童生徒数	令和7年時点で廃校、または統合のため、学校回答調査から回答できない場合に教育委員会が回答

○参考：回答早見表



令和7年度学校における医療的ケアに関する実態調査

No.	問	答
1	<u>調査の基準日</u> はいつですか。	令和7年5月1日です。 ただし、別途指示がある設問は指示に従って回答してください。
2	基準日以降に医療的ケア児が転出入した場合はどのように扱えばよいですか。	調査の基準日は令和7年5月1日のため、その時点で在籍する学校において回答してください。
3	<u>調査回答者</u> について、教えてください。	以下の通りです。 ○学校回答調査について 国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。中等教育学校後期課程も同様。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科は除く。） 原則として、令和7年5月1日に実体のある学校とします。 ○教育委員会回答調査について 都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会
4	特別支援学校は小学部・中学部・高等部それぞれで、回答を提出することは可能ですか。	いいえ。学校の中で1名がまとめて回答いただくようお願いします。 同一の学校から複数回の回答があった場合は、過去の回答は削除・上書きされ、最後の回答のみが提出されますのでご注意ください。
5	同じ学校から複数の者が回答することは可能ですか。 例えば、義務教育学校において前期課程と後期課程で別の担当者が回答することを想定しております。	いいえ。学校の中で1名がまとめて回答いただくようお願いします。 同一の学校から複数回の回答があった場合は、過去の回答は削除・上書きされ、最後の回答のみが提出されます。
6	本調査における「 <u>医療的ケア</u> 」の定義を教えてください。	本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指します。

7	本調査における「医療的ケア児」の定義を教えてください。	本調査における「医療的ケア児」とは、以下の①、②に該当する幼児児童生徒を指します。 ①学校において医療的ケア看護職員・介護福祉士・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを実施 ②学校において医療的ケア看護職員・介護福祉士・認定特定行為業務従事者・保護者等が見守りや助言等を行いながら、医療的ケア児本人が医療的ケアを実施 そのため、医療的ケア看護職員の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は本調査では含みません。
8	本調査における「医療的ケア看護職員」の定義を教えてください。	本調査における「医療的ケア看護職員」とは、学校において医療的ケアを実施する看護職員（看護師・保健師・助産師・准看護師）を指します。
9	入院中の医療的ケア児について、どのように回答すればよいでしょうか。	○医療的ケア児への計上について 入院中であっても医療的ケアが必要な場合は、医療的ケア児の数に計上します。 ○医療的ケア看護職員等への計上について ・学校の設置者又は学校が雇用・外部委託している看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上します。 ・病院に所属する看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上しません。
10	訪問教育を受けている医療的ケア児についてどのように回答すればよいでしょうか。	○医療的ケア児への計上について 医療的ケア児の数に計上します。 ○医療的ケア看護職員等への計上について ・学校の設置者又は学校が雇用・外部委託している看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上します。 ・保護者等が依頼する看護師等が医療的ケアを実施している場合 →計上しません。

11	医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者を配置等する予定であったが、保護者が付添いを希望しているため、配置等を行っていない場合はどのように回答すればよいのでしょうか。	医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者を配置することが可能な状況にある場合は、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため」に計上してください。
12	病院に隣接又は併設されている特別支援学校又は特別支援学級で教育を受けている場合の通学方法はどのように回答すればよいのでしょうか。	「その他」に計上してください。「その他」の通学（園）方法」には、「病院隣接」と回答ください。
13	各自治体は各学校の回答の確認が必要です。	各自治体において所管の学校の回答内容の確認をお願いします。 回答内容に矛盾や、前年度と大きく変動している部分等の誤りが疑われる箇所がある場合は、文部科学省又は調査補助事業者から各自治体へ疑義照会をさせていただきます。なお、各自治体による回答データの集計・統合作業は不要です。

令和 7 年度特別支援教育体制整備状況等調査

No.	問	答
1	<u>調査対象者について、教えてください。</u>	国立・公立・私立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制、専攻科は除く。）、中等教育学校です。なお、休校中の学校は調査の対象外となります。
2	個別の指導計画・教育支援計画の作成について、作成中の場合は作成しているに含めて問題ないでしょうか。	令和 7 年 5 月 1 日時点で、作成を始めていた場合は、回答に含めていただいて問題ありません。
3	特別支援教育コーディネーターの指名について、名称は異なるが同じ役割を担うよう指名している場合は回答に含めても問題ないでしょうか。	特別支援教育コーディネーターと同じ役割を担うのであれば回答に含めていただいても問題ありません。
4	高等学校について、定時制・全日制がある場合の回答方法を教えてください。	全日制と定時制を併設している場合には、高等学校を分けずに 1 校として回答してください。片方だけ当てはまる項目については、該当するとして回答してください。
5	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、「採用後 10 年目まで」の指す具体的な期間を教えてください。	教員として新規採用されてから 10 年目までを指します。令和 7 年 5 月 1 日時点で採用後 10 年目までに該当する教員が対象となりますので、2015（平成 27）年 5 月 2 日以降に採用された教員が対象となります。なお、採用後 10 年間に休業期間等があった場合でも、その期間を含みます。
6	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、他県で教員として新規採用された後、退職して本県において再度教員として採用	他県で教員として新規採用された時点を起点としてください。

	された場合、「採用後 10 年目まで」の起点はいつになりますか。	
7	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、他県で教員として新規採用された後、退職して本県において講師として採用され、令和 7 年 5 月 1 日時点でも講師である場合、本問の調査対象となりますか。	令和 7 年 5 月 1 日時点で正規雇用されている教員に該当しない場合は本問の調査対象外となります。
8	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、国立大学法人等の独自の選考を受けて附属学校において新規採用された、教育職員免許状による普通免許状を有する教員も対象となりますか。	教員免許を有し、国立大学法人等において独自の選考を経て教員として正規雇用されている場合は本問の対象となります。
9	「教員の特別支援教育に関する専門性の向上」に関して、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師は対象になりますか。	正規雇用されている教員が対象となりますので、教諭、養護教諭、栄養教諭は対象となりますが、養護助教諭や講師は対象なりません。
10	「6. 特別支援学校のセンター的機能」として設問が追加された趣旨を教えてください。	学校教育法第 74 条において、特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとしており、これは「特別支援学校のセンター的機能」と呼称されています。 本問は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校側の視点で、当該機能の活用として必要な支援を受けているか実態を把握するため、当該機能の活用について問うものです。
11	特別支援学校のセンター的機能として、具体的に該当するものは何ですか。	平成 17 年 12 月中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、特別支援学校のセンター的機能として、以下 6 項目が示されて

		います。 ア 小・中学校等の教師への支援機能 イ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能 ウ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能 エ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能 オ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能 カ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能
13	支援を受けていない理由が選択肢にない場合、どのように回答すべきでしょうか。	「オ その他自由記述」に、わかりやすく状況を記載いただければ幸いですが、特別支援学校がセンター的機能を発揮する上では、学校教育法に基づき幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校から要請があることが前提になる点に留意ください。
14	教育委員会は各学校の回答の確認が必要ですか。	本調査では、教育委員会における各学校の回答の確認は不要です。

令和 7 年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査

No.	問	答
1	調査の対象について、教えてください。	【教育委員会用 調査票】 都道府県・政令指定都市教育委員会 【特別支援学校用（国立・私立）調査票】 国立大学法人、都道府県私立特別支援学校担当部局
2	調査の回答経路について、教えてください。	【教育委員会用 調査票】 都道府県教育委員会においては、公立特別支援学校（政令指定都市以外の市町村立特別支援学校を含む。）について取りまとめの上、御回答ください。 ※域内の政令指定都市立特別支援学校、国立大学附属特別支援学校、私立特別支援学校は除いてください。 ※学校毎の調査票の提出は不要であり、都道府県教育委員会として1つの調査票に取りまとめの上、御回答ください。 政令指定都市教育委員会においては、域内の政令指定都市立特別支援学校について取りまとめの上、御回答ください。 ※学校毎の調査票の提出は不要であり、政令指定都市教育委員会として1つの調査票に取りまとめの上、御回答ください。 【特別支援学校用（国立・私立）調査票】 国立大学法人においては、附属特別支援学校について取りまとめの上、御回答ください。 都道府県私立特別支援学校担当部局においては、域内の私立特別支援学校について取りまとめの上、御回答ください。
3	域内に特別支援学校がない場合や、附属特別支援学校を置いていない場合は、本調査の回答は	御回答不要です。

	不要ですか。	
4	本調査における「特別支援学校教諭等免許状」の定義を教えてください。	特別支援学校教諭免許状及び自立教科等の教諭免許状を指します。自立教科等の教諭免許状とは、特別支援学校の自立教科教諭免許状及び特別支援学校の自立活動教諭免許状を指します。
5	「Ⅰ．特別支援学校教諭等免許状の保有状況について」、「Ⅱ．特別支援学校教諭等免許状の非保有者について」で対象とする特別支援学校教員の範囲を教えてください。	令和7年度学校基本調査において報告された本務教員（令和7年5月1日時点）のうち「主幹教諭」「指導教諭」「教諭」（これらのうち休職等教員、指導主事等も含む。ただし、校長、副校長、教頭、助教諭、講師、栄養教諭、養護教諭及び養護助教諭を除く。また、「主幹教諭」のうち、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）が対象です。 本調査における「養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭」とは、養護教諭または栄養教諭を経て主幹教諭となった教員を指します。 なお、本務教員とは、学校基本調査における教員数のうち、本務者（休職者等を含む。）に該当する者を指します。本務、兼務の区別等については、学校基本調査の手引を参照ください。 また、学校基本調査で報告された数値が分からない場合には、域内の学校基本調査実施担当部署や事務担当者に御確認ください。